

## 随意契約理由書

件名	奥平野高層送水ポンプ設備更新工事	
契約の相手方	荏原商事株式会社大阪支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、R2.12.9開札の制限付一般競争入札に付したが、応札者がなく打切りになった工事である。奥平野高層送水ポンプ設備は、設置後40年経過し劣化が進んでおり、ポンプに異常をきたした場合安定した水の供給ができなく、市民生活に支障が生じる。そのため、速やかに更新を行う必要がある。</p> <p>本工事内容について施工可能な業者に打診したところ、上記請負人が施工の意志を表明した。</p> <p>また、上記請負人は、過去においても当局ポンプ更新工事の実績があることから、確実かつ円滑に業務を進められると考えられる。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当し、上記請負人と随意契約し、速やかな工事着手を図るものとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局施設課機械係	(電話番号322-5905)